

東京グリーンビズコラボレーションパートナー登録規程

(制定) 令和6年3月8日付5政計第530号

(目的)

第1条 この規程は、100年先を見据えたみどりと生きるまちづくり「東京グリーンビズ」を、都民をはじめ様々な方々と一緒に進めることにより、取組の輪を広げ、「自然と調和した持続可能な都市」へと進化させていくため、東京都内において東京グリーンビズ・ムーブメントに資する様々な活動に取り組む主体を東京グリーンビズコラボレーションパートナーとして登録等を行うに当たり、必要な事項を定めるものとする。

(用語の定義)

第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- 一 東京グリーンビズ・ムーブメント 東京都（以下「都」という。）の「東京グリーンビズ」の考え方に賛同し、各主体の自主的な取組や都と連携した取組など、様々な形で緑に関する普及啓発や事業等に取り組む、「東京グリーンビズ」の機運の醸成を行うことをいう。
- 二 東京グリーンビズコラボレーションパートナー 第5条第1項の参加登録の通知を受けた、企業、自治体、研究機関及び特定非営利活動法人等の団体（以下「団体等」という。）をいう。

(参加の申請)

第3条 東京グリーンビズコラボレーションパートナーへの参加を希望する団体等（以下「参加希望者」という。）は、都の指定する方法により当該参加希望者の団体名、取組内容、その他の情報を提出することにより参加の申込みを行う。

(欠格条項)

第4条 次の各号のいずれかに該当するもの（当該団体等の構成員も含む。）は東京グリーンビズコラボレーションパートナーの登録を受けることはできない。

- 一 無差別大量殺人行為を行った団体の規制に関する法律（平成11年法律第147号）第8条第2項に掲げる処分を受けている団体及びその役職員又は構成員
- 二 東京都暴力団排除条例（平成23年東京都条例第54号）第2条第2号に規定する暴力団及び同条第4号に規定する暴力団関係者
- 三 前二号に掲げる者から委託を受けた者並びに前二号に掲げる者の関係団体及びその役職員又は構成員

- 四 東京都契約関係暴力団等対策設置要綱（昭和 62 年 1 月 14 日付 61 財経庶第 922 号）第 5 条第 1 項に基づく排除措置期間中の者
- 五 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和 23 年法律第 122 号）第 2 条に規定する営業を行う者
- 六 特定商取引に関する法律（昭和 51 年法律第 57 号）第 33 条に規定する連鎖販売取引を行う者
- 七 禁固以上の刑に処せられその執行を終わるまでの者、禁固以上の刑に処せられその執行を受けることがなくなるまでの者（刑の執行猶予中の者を除く。）、公職にある間に犯した刑法（明治 40 年法律第 45 号）第 197 条から第 197 条の 4 までの罪又は公職にある者等のあっせん行為による利得等の処罰に関する法律（平成 12 年法律第 130 号）第 1 条の罪により刑に処せられ、その執行を終わり若しくはその執行の免除を受けた者でその執行を終わり若しくはその執行の免除を受けた日から 5 年を経過しない者又はその刑の執行猶予中の者並びに法律で定められるところにより行われる選挙、投票及び国民審査に関する犯罪により禁固以上の刑に処せられその刑の執行猶予中の者
- 八 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 第 1 項の規定に該当する者
- 九 税法（法人税法（昭和 40 年法律第 34 号）、所得税法（昭和 40 年法律第 33 号）及び地方税法（昭和 25 年法律第 226 号）第 72 条から第 72 条の 64 までに規定する事業税に係る規程並びに都民の健康と安全を確保する環境に関する条例（平成 12 年条例第 215 号）第 57 条に規定する建設作業機械等からの排出ガスに含まれる粒子状物質等の量を増大させる燃料の使用禁止に係る規程に違反してから 5 年を経過しない者
- 十 都の指名停止措置を受けている者
- 十一 法令及び公序良俗に反すると認められる行為及びそれらを助長する行為を行う者
- 十二 都の信用又は品位を害すると認められる行為を行う者

（登録要件）

- 第 5 条 都は、参加希望者が、次に掲げる要件の全てを満たす者であることを確認し、参加を認める場合はその登録を行うこととし、当該参加希望者に対し参加登録を通知する。
- 一 本規程の内容について同意した者
 - 二 緑を「まもる」「育てる」「活かす」取組を行っている者、及び東京グリーンビズ・ムーブメントに資する取組を行っている者又は行う予定であることを確認できる者
 - 三 都内に事業場を持つ者
 - 四 各自のウェブサイト等に第 2 号の活動内容又は活動予定内容の詳細を掲載している者

- 2 東京グリーンビズコラボレーションパートナーの登録期間は、前項の東京グリーンビズコラボレーションパートナーの参加登録の通知を受けた日から、通知を受けた日の属する年度の末日までとし、都からの通知がない限り、1年を単位として自動的に更新されるものとする。

(参加団体の活動内容)

- 第6条 前条第1項の参加登録の通知を受けた東京グリーンビズコラボレーションパートナーに参加する団体等（以下「参加団体」という。）は、第1条の目的を達成するため、幅広く様々な場面で都民等に対し、緑を「まもる」「育てる」「活かす」取組や東京グリーンビズ・ムーブメントに資する取組を行うものとする。
- 2 参加団体は、都内において第1項の活動を行うものとする。ただし、都内における活動に加えて、都外において活動を行うことを妨げるものではない。
 - 3 参加団体は、前条第1項の参加登録の通知の受領後、「東京グリーンビズ」ロゴマークの取扱に関する要領（令和5年10月6日付5政計第312号。以下「要領」という。）に定める「東京グリーンビズ」ロゴマーク（以下「ロゴマーク」という。）を無償で使用することができる。
 - 4 参加団体は、前項のロゴマークの使用に当たっては、要領及びロゴマークマニュアルを遵守するものとする。
 - 5 都は、参加団体に対し、ロゴマークの利用状況について報告を求めることができる。

(都の活動内容)

- 第7条 都は前条の参加団体の活動等の状況をホームページに掲載し、参加団体の活動を普及及び啓発を行うことができる。
- 2 都は、参加団体の名称及び東京グリーンビズ・ムーブメントとなる取組内容を原則として公開する。

(参加登録の取消し)

- 第8条 都は、参加団体が次の各号のいずれかに該当するときは、第5条第1項の参加登録を取り消すことができる。
- 一 第5条第1項の登録要件を満たさなくなったと認められるとき。
 - 二 東京グリーンビズ等のイメージを損なうと認められる行為を行ったとき。
 - 三 他の参加団体又は第三者の利益を害すると認められる行為を行ったとき。
 - 四 第1条の目的に違反したと認められる行為を行ったとき。
 - 五 要領及びマニュアルの規定に違反したとき。
 - 六 虚偽の申込みを行ったとき又は虚偽の申込みの疑いがあると認められるとき。
 - 七 その他都が必要であると認めるとき。

- 2 第1項の規定により参加登録を取り消された者は、取消しの日からロゴマークを使用することはできない。
- 3 都は、第1項の規定により参加登録を取り消された者に生じた損害について、一切の責任を負わない。

(非保証・免責事項)

第9条 本事業は、参加団体及び参加団体が行う東京グリーンビズ・ムーブメント以外の活動について、都が推奨を行うものではない。

- 2 本事業は、参加団体が「東京グリーンビズ」という名称を用いて行う一切の活動について、都が正確性、適法性を保証するものではなく、参加団体の活動が第三者の権利等を侵害しないこと又は法令に抵触しないことについて何ら保証するものではない。

(所管)

第10条 「東京グリーンビズ」に係る事務は、東京都政策企画局計画調整部計画調整課が所管する。

(個人情報の取扱いについて)

第11条 都は、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）又は個人情報の保護に関する法律施行条例（令和4年東京都条例第130号）の規定に基づき収集する個人情報を適正に管理する。

(規程の改定)

- 第12条 本規程は、都により、事前の通知なく必要に応じて改定される場合がある。
- 2 本規程の改定により団体等に不利益が生じたとしても、都は一切の責任を負わない。

(管轄裁判所)

第13条 本規程に定める事項に関して裁判上の紛争が生じたときは、東京地方裁判所を第1審の専属的合意管轄裁判所とし、準拠する法律は日本国の国内法、使用する言語は日本語とする。

(その他)

第14条 本規程に定めるもののほか、東京グリーンビズコラボレーションパートナーの運営等に関して必要な事項については、都が別に定める。

この規程は、令和6年3月8日から施行する